

# タイでの安全のしおり



在タイ日本国大使館領事部  
在チェンマイ日本国総領事館

# 目 次

第1 はじめに	1
第2 防犯の手引き	1
1. 防犯の基本的心構え	
2. タイ国の犯罪発生状況	
(1)日本人の犯罪被害状況	
(2)防犯のための具体的注意事項	
(3)日本人が逮捕された事例	
(4)注意すべきその他のトラブル	
第3 交通・医療事情	7
1. 交通事情と事故対策	
(1)歩行者の留意事項	
(2)運転者の留意事項	
(3)事故が発生してしまった場合の留意事項	
2. 医療事情	
(1)注意を要する病気	
(2)タイの医療環境	
(3)大気汚染	
第4 在留邦人用緊急事態対処マニュアル	12
1. 平素の準備と心構え	
(1)テロ発生状況	
(2)旅券の保管	
(3)食料及び現金の準備	
(4)連絡網等の確率	
2. 緊急時の行動	
(1)情報の入手	
(2)安否確認等の実施	
(3)避難・退避の実施	
第5 おわりに	17
1. 大使館・総領事館からのお願い	
2. 連絡先	
3. 主要連絡先	
(1)日本人関係団体	
(2)警察関係	

- (3) 火災及び救急車
  - (4) 主な病院(救急車の要請可)
  - (5) 主な航空会社
4. いざという時のための簡単タイ語

## 第1 はじめに

みなさんは安全対策についてどのようにお考えでしょうか。海外では自ら努力しなければ安全は手に入りません。海外で安全に暮らすにはみなさん自身が常日頃から安全対策を意識し、実行することが大切です。

タイでは、銃器や薬物が比較的容易に入手できる現状等を背景に、日本の数倍の割合で殺人、強盗、強姦事件等の凶悪犯罪が発生しております。

在タイ日本国大使館及び在チェンマイ日本国総領事館では、関係者の協力を得つつ、在留邦人及び旅行者のみなさんが安心してタイに滞在していただけるよう努力しておりますが、みなさんご自身におかれましてもタイの実情を良く把握し、情報収集を怠らないよう、日頃からの安全対策を積極的に心がけていただくようお願いいたします。

## 第2 防犯の手引き

### 1. 防犯の基本的な心構え

タイで安全に生活するための基本的な心構えとしては次のものが挙げられます。

#### ●近づかない

「危険な場所」には不用意に近づかない、夜間の外出や一人歩きを避けるという用心が大切です。タイ、特にバンコクにおいては、歓楽街や繁華街やスラム街が混在します。それらに近づかなければ、犯罪被害に遭う確率は格段に下がります。

#### ●慌てない

不幸にも犯罪が身に降りかかってきた場合の対処です。まずは、生命の安全を第一に考え、場合によっては、犯人の要求に抵抗しない態度を示すことが必要です。なお、その際、後に警察等に被害届を出すための、犯行の状況をできるだけ記憶しておくことが大切です。

#### ●楽観視しない

一般的に他の外国に比較して、「タイは安全、治安が良い」と言われていますが、それでも日本国内と比較すれば、市街地におけるスリ・詐欺事件などの犯罪から、時には、発砲事件、爆発事件等に至るまで、様々な事案が多く発生しています。「タイなら大丈夫、安全」と自分の中に勝手な安全基準を持って、タイの犯罪情勢を楽観視してはいけません。

### 2. タイ国の犯罪発生状況

タイ警察が発表した2017年の犯罪統計によれば、殺人事件(未遂含む)の発生は3,900件、傷害事件が10,390件、強姦事件が2,279件、強盗事件が140件、盗難事件等が28,270件発生しております。また、銃器不法所持事案では24,039

人、薬物犯罪事案では271,535人がそれぞれ検挙されており、薬物や銃器の氾濫が殺人事件(未遂を含む)などの凶悪事案の多発の要因とも言われています。一方、タイにおいて日本人が巻き込まれる被害の圧倒的大多数は窃盗、詐欺等であり、日本人が殺人事件などの凶悪事案に巻き込まれる事例もあります。タイにおける凶悪事件発生率は、日本と比べても非常に高い水準で推移しておりますので、十分注意してください。

#### (1) 日本人の犯罪被害状況

2017年、タイ大使館、チェンマイ総領事館に報告があった日本人の犯罪被害で、最も多かった被害はスリ・置き引き・ひったくり等窃盗164件となっています。スリや置き引きの手口は多様化していますが、複数名がグループになり被害者の注意をうまくそらせた上で犯行に及ぶケースがほとんどです。また、見せ金詐欺等9件、睡眠薬等薬物強盗1件、となっています。宝石・洋服のキャッチセールス被害は4件の報告がありました。旅券は、盗難が104件、紛失(盗まれたものか明確でないものも含む)が211件で合計315件が同年中に無くなっています。

#### (2) 防犯のための具体的注意事項

##### ア 住居について

住居選びは侵入盗対策において非常に重要です。以下に注意点を記します。

- 守衛・監視カメラ・十分な照明の有無
- 「錠の取り換え」「錠の増設」の検討(元の住人やその使用人が合鍵を持っている可能性があるため)
- アパートのスタッフや使用人に対する十分な指導(主人の許可なしに外部の人間を家の中に入れない)
- 使用人に対する適度な警戒(使用人による盗難被害の報告もあります。大切なものは決して目に付く場所に放置しないようにしましょう。)

##### イ 外出時について

外出時は犯罪被害にもっとも遭いやすく、以下に事例と注意点を記します。

##### (ア) スリ

- 事例1:市場などの人ごみや電車内などで複数の人物に取り囲まれ、鋭利なものでバックを切られ、または鞆のチャック等を開けられ、財布等の貴重品を盗まれる。  
注意点:混雑した場所ではバッグは体の前に持ち、また財布や貴重品は、ズボンの後ろポケットやバッグのすぐ取り出せるところに入れない。
- 事例2(抱きつきスリ):歩行中、数名の女性・オカマがなれなれしく身体に触れたり、抱きついたりして気をそらせ、ポケットから財布等の貴重品を盗む。  
注意点:風俗店の多い繁華街を歩く際には、このスリの手口に気をつけま

しょう。

(イ) ひったくり、強盗

- 事例1:歩道を歩いていると二人乗りのバイクがすれ違いざまに手提げカバンやショルダーバックをひったくり逃走する(前から来るバイク、後ろから来るバイクを問わない)。

注意点:歩行する際はバックを道路と反対側に持つようにする。

- 事例2:トウトウクに乗車中、後方から来たバイクがバックなどをひったくり逃走する。

注意点:トウトウク、シーロー等に乗車中は荷物を体から離さない。

- 事例3:夜間、一人でソントオ(乗合タクシー)に乗車する際、助手席(タクシー運転手の隣)に乗車し、人気のない場所で、タクシー運転手にナイフで脅され、現金等を強取される。

注意点:特に夜間は、一人でソントオに乗車することは避け、どうしても乗車する必要がある場合には、他の乗客が乗車する車両を選択するか、後部座席に乗車することが大切です。

(ウ) 置き引き

- 事例1:レストランやフードコートにおいて、座席の背もたれに荷物をかけ、食事をしていたところ、ほんの僅かの隙に何者かに持ち去られる。

- 事例2:公園等でベンチに座った際、横に荷物を置いて読書等をしていたところ、いつの間にか荷物がなくなっている。

注意点:どのようなときでも、荷物は自分の見えるところに置き、貴重品は体から離さない。

(エ) 睡眠薬強盗

- 事例:パブなどから連れ出した女性や、親しげに声をかけてきた人物と飲食をしていたところ、飲み物に睡眠薬等を入れられ、眠り込んだところで金品を盗まれる。このとき、朦朧としているが、昏睡するわけではないため、犯人が言うままにキャッシングをさせられるケースもある。その後、被害者がバンコク都内から地方の県に運ばれ、路上に放置されたというケースもある。

注意点:その日に出会った相手と飲食をするときは、常に自分の飲み物に注意を払う。

(オ) 性犯罪

- 事例1:夜間、女性が一人でタクシーやバイクタクシーに乗車した際に、車内で運転手からけん銃やナイフなどの凶器で脅かされたり、わいせつ目的で連れ回される。

- 事例2:旅先で親しくなった男性から突然わいせつ行為を受ける(特にビー

チリゾート)

注意点:夜間、不必要に出歩かないということが基本ですが、どうしても出かける必要がある場合には、なるべく一人歩きを避け、遠回りでも幹線道路など明るくて広い通りを利用するとともに、肌を露出した服装をしないことや、相手が勘違いするような態度を取らないことも重要です。

(カ) 詐欺

- 事例1(見せ金詐欺):親しげに「日本人ですか? 今度日本に行きます。円のレートを教えてください。その前に日本円を見せてください。」など英語と日本語を話しながら、近づいてくる。会話するうちに財布の中から現金が抜き取られる。

注意点:「日本円を見せてください」と言われたら、この詐欺の手口に気をつけましょう。

- 事例2(SNS アカウント乗っ取り詐欺):友人や知人になりすまして個人情報聞き出し、SNS アカウントを乗っ取られ、登録されている友人にWEB マネー一等を送って欲しいというメッセージが勝手に送信される。

注意点:ID・パスワードの使い回しをせず、定期的に変更しましょう。

- 事例3(ロマンス詐欺):インターネット上で知り合った異性から、恋愛、結婚等をちらつかされ、さらに「指定する銀行口座に振り込んで欲しい」などと言われ、現金を振り込ませられる。

注意点:会ったこともない相手から「銀行口座に振り込んで欲しい」と言われたら、この詐欺の手口に気をつけましょう。

この他、外国軍兵士を名乗る人物から荷物を送るので預かって欲しい等の連絡があり、途中で税関に止められたので税金の立替えを求められる等のケースも報告があります。

- 事例4(オーダーメイド詐欺):タクシーやトゥクトゥクの運転手が、有名な観光スポットである王宮や寺院等の周辺で声を掛け、宝石店や洋服(オーダーメイドのスーツ等)店に連れて行く。店では「貴重な宝石です。日本で高く売れます。」や、「カシミア(タイシルク)100パーセントのスーツ(シャツ)です。」などと言われるが、実際には粗悪品であることが多い。

注意点:宝石やオーダーメイドスーツなどの高級品は、事前に店舗を調査し、定評のある店を選んで購入しましょう。

- 事例5(レストラン店員のなりすまし詐欺):団体(5~10名程度)でレストランの個室を利用したところ、店員になりすました人物が注文をとったり会計をしたが、実は店員ではなかった。店側は客側のガイドだと思っていた。

注意点:店員を示す名札の確認、支払いの際は請求(注文)書の内容を確認し、領収書は必ずもらいましょう。

- 事例6(クレジットカード抜き取り詐欺):ゴルフ場において、シャワーを浴びている間に、ロッカーのカギを開けられ、財布の中からクレジットカードを抜き去る。すぐには犯行が分からぬよう、現金はそのまま、他人名義のカードにすり替えられる。

注意点:今一度手持ちのクレジットカードの名義を確認。ゴルフ場での財布の取り扱いには十分気を付ける。

### (3) 日本人が逮捕された事例

#### ア 薬物使用

軽い気持ちで大麻、覚醒剤、合成麻薬(通称ヤーマー)等の薬物に手を出したところ、パブなどの一斉捜査やおとり捜査等から薬物所持で逮捕される日本人がいます。

#### イ 密輸

知人(または知らない人)からスーツケースを預かったところ、中から違法薬物や国外持ち出し禁止動植物が発見され逮捕される事例があります。

タイの薬物に対する処罰は大変厳しく、販売目的の所持、密輸であった場合、死刑、終身刑です。

また、ウィークエンドマーケットで購入できる亀やサル、カワウソ等の希少動物を無許可で持ち出すことはできません。小動物を持ち出す場合は事前に動物検疫所に問合せした上で、手続きを取る必要があります。

参考:ワシントン条約(お土産を買うその前に)経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/06\\_washington/download/170901leaflet.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_washington/download/170901leaflet.pdf)

#### ウ 万引き

空港免税店やホテルにおいて、日本人が万引きで逮捕される事例が時折報告されています。空港免税店側は万引きに対し厳しく対応しますので、少額商品であっても警察に引き渡され、裁判が行われるまで刑務所に収監されます。裁判の結果、数か月から数年の禁固刑を言い渡される場合もあります。

#### エ 偽造出入国スタンプ・偽造査証

「査証取得手続き代行」、「滞在許可延長」等の手続きを業者に依頼していたところ、偽造出入国スタンプや偽造査証が押されていたため、出国の際に偽造公印行使罪で逮捕され1年間の懲役刑を受けた事例があります。

### (4) 注意すべきその他のトラブル

#### ア 不法滞在

日本国旅券所持者は、入国目的が観光である場合に限り、陸路及び空路の入国方法を問わず、ビザなしで30日間の滞在が認められています。仮に期限を越えて滞在した場合は、出国時に一日当たり500パーツの罰金を支払うことで出



国を認められています。まれに警察官の職務質問を受けた際に旅券の提示を求められ、不法滞在が判明したことにより身柄を拘束され、強制送還となるケースもあります。

さらには、ビザの免除措置を使い出入国を繰り返し、事実上長期滞在を行っているケース(所謂、ビザラン)が増加しているとして、入国管理局がその取り締まりを強化しており(陸路での入国は年2回まで)、再入国を拒否されるケースも起きていますので、必ず滞在目的に合ったビザを取得するようご注意ください。

#### イ 90日レポートの提出

当地に連続して90日以上滞在する場合、90日毎に入国管理局にて居住地を届け出る必要があります。同手続きを怠っていると、出入国時や滞在許可延長時にこれを指摘され、最高で4,000バーツの罰金が科せられます。

#### ウ パスポートの携帯

警察官または入国管理局職員により職務質問された際、パスポートの提示を求められることがあります。パスポートを携帯する時には盗難、紛失にご注意ください。

#### エ 入国拒否

入国審査時に、入国管理局職員等に対し大声を出したり、カウンターを叩くなどして抗議したことで事態を悪化させ、入国拒否を受けたり警察に引き渡され罰金を支払う事態になった事例が報告されています。また、旅券のページが欠落、所持人の写真部分が汚損したために入国を拒否されたケースがあります。

#### オ たばこ・酒の不法持込みによる摘発

タイ物品税局では、たばこの不法所持、不法持込みについての摘発を強化しており、違反者に対し高額な罰金を科しています。免税たばこの持込みは1カートンまでとなっていますので、一人の人がまとめて購入したり、所持したりしないよう十分注意が必要です。免税枠を超えて、タイ国内に持ち込もうとした場合、税関検査で摘発されると高額な罰金を科せられるほか、物品も全て没収されますので、十分注意してください。また、酒類も同様で、一人1リットルまでです。

なお、電子たばこ(アイコスをはじめ、加熱式のたばこを含む)は持ち込み禁止です。

#### カ 貨幣や有価証券、金の持ち込み、持ち出し

タイバーツの持ち込みは45万バーツを超える場合申告が必要です。持ち出しは5万バーツを超える場合、許可が必要となります。外貨は持ち込み・持ち出し共に1.5万米ドル相当額を超える場合申告が必要です。

	持ち込み	持ち出し
バーツ	45万バーツ以上は申告が必要	5万バーツ以上は許可が必要
外貨	1.5万米ドル相当以上は申告が必要	

金(板状・延べ棒など)は量に関わらず申告しなければなりません。知らずに持ち出そうとして、没収される事案が発生しました。

#### キ 無免許運転

日本国運転免許証のみで運転することはできません。国際運転免許証やタイ国運転免許証を持たずに運転し、不幸にして事故に遭った場合、無免許運転として取り扱われ、罰金対象になるだけでなく海外旅行傷害保険に加入していても、運転資格のない者の事故として、保険適用になりません。

#### ク レンタルバイク、ジェットスキー

タイ国内のリゾート地でバイクやジェットスキーをレンタルした際に、店側より「車体(船体)に傷を付けた。」として、高額な修理代を請求されるケースがあり、レンタルする前には必ず、店側と一緒に車体(船体)の損傷状況を確認し、傷の有無を確認するようにしてください。またカメラ等で損傷部分の写真を撮るなどして、返却時のトラブルに備えてください。

#### ケ 喫煙

喫煙が可能な場所は制限されていますが、例えば、公共交通機関や、レストラン、カラオケスナック、バー等のエアコンの効いた屋内飲食店は全面禁煙、公共の建物、ウィークエンドマーケット等は喫煙所を除き禁煙となっています。違反者には最高2,000バーツ、店舗等の責任者には20,000バーツの罰金が科されます。また、禁煙令とは別に、路上でたばこの「ポイ捨て」を行った場合は、2,000バーツ以下の罰金が科されます。

#### コ 男女トラブル

近年、外国人と国際結婚をされる方々が増えていますが、なかには結婚生活に破綻を来し、一方の親が他方の親に無断で子供を国外に連れ出してしまうケースも増加しており、国際問題になっていますので、十分ご留意願います。

なお、国境を越えた子供の不法な連れ去りが発生した場合の手続き等を定めた「ハーグ条約」にタイは加盟しています。条約の具体的な内容については、外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/gaiko/hague> を参考にしてください。

また、タイ人との交際について、「交際していたタイ人に宝石をプレゼントしたが、その後、連絡が取れない。」「結婚前提に交際していたタイ人に家や土地、車購入の資金を渡したが、逃げられた。」等の男女トラブルが発生しており、邦人が殺害される事件も発生しています。

## 第3 交通・医療事情

### 1. 交通事情と事故対策

当地の運転マナーは一般的に良いとは言えず、運転技術が劣る人も相当多いこ

とやスピードもかなり出していることから、交通事故の発生も多く、死亡・重傷事故も多くなっています。また、車優先の交通社会のため、道路の歩行や横断に際しては細心の注意が必要となります。日本とはルールも環境も異なることを十分留意の上、現地の人たちがやっているからといって危険な行為は絶対に真似しないようにしてください。事故に遭う可能性を少なくするために、以下の点に十分注意して身を守ってください。

(1) 歩行者の留意事項

- 歩行者優先の意識が低いため、道路を横断する際には、たとえ青信号であっても左右の安全を十分確認する。
- タクシーを降りる際、後方から進行して来るバイクに十分気をつける。

(2) 運転者の留意事項

交通事情が悪いので自動車の運転はできるだけ避けた方が賢明ですが、やむを得ず運転する際は次の点に留意してください。

- タイ国家警察は、飲酒運転を取り締まっており、飲酒運転により逮捕された場合には勾留罰金等の重い罪が課されます。
- バンコク都内やチェンマイ市内は一方通行の個所が多くあり、時間別の交通規則を採用していることから、通行方向や走行車線が一定せず複雑であるため、事前に走行ルートをよく確認するとともにタイの交通法規を遵守し安全運転に努める。
- バイクが車両の隙間をぬって走行しているため、車線変更の際は十分気をつける。
- 車線変更時にウィンカーを出さない自動車が多いので危険予測運転を心掛ける。
- 車間距離不足による追突事故、車線変更時の接触事故が多いので、車間距離を十分取るようにする。

(3) 事故が発生してしまった場合の留意事項

- 怪我人があれば救護措置をとり、警察へ通報を行う。また、加入している保険会社に連絡し、事後処理を依頼する。
- 現場の保存のため可能な限り車両は動かさない。やむを得ず移動させる際は、路面に印をつけるか、カメラ等で現場の状況を撮影しておく。
- 言葉の問題、事後処理の面からもタイ人スタッフや通訳人の派遣を要請する。
- 警察から書類に署名を求められた場合、内容を良く確認した上で署名する。
- 当地では交通事故で死亡しても車両保険で補償される額が非常に低く、タイ人が補償できる額も、日本の補償額とは比較になりませんので、自身でも

保険に加入しておく。

## 2. 医療事情

タイ国土の大部分は熱帯モンスーン気候に属し、雨期(6月～10月)と乾期(11月～5月)に大きく分かれ、特に3月から5月ごろは一年中で最も暑く、季節は高温多湿であるため、身体的にも精神的にも疲れがたまりがちです。日頃から無理をすることなく、十分な休養と睡眠を取ることが大切です。

### (1) 注意を要する病気

#### ア デング熱

バンコクを含む全土で、昼間に吸血するネッタイシマカ又はヒトスジシマカを介して、主に雨季(6月～10月)に流行が見られます。2016年には64,867人が重症型のデング出血熱に罹患し68例の死亡例がありました。北部メーホンソン県、チェンマイ県、南部ソクラー県、パッタニー県で罹患率が高くなっています。長袖シャツ、長ズボンを着用する等、蚊に刺されないようにすることが重要です。デング熱に感染すると、急性期には発熱、頭痛、関節や筋肉痛、発疹が現れます。多くは1週間ほどで回復する病気ですが、約10%の割合で出血を伴う「デング出血熱」を呈することがあります。この場合、急にショック状態に陥って死に至るおそれもあるため、感染の疑いがある場合は、必ず医師の診察を受けてください。近年開発されたワクチンはタイでも認可されています。

#### イ ジカウイルス感染症(ジカ熱)

南米や太平洋地域で流行し注目されているジカウイルス感染症はタイでは以前から常在しています。2016年は1,114名の感染が確認されました。感染はデング熱と同様にネッタイシマカ又はヒトスジシマカを介することが多いですが性行為によるヒトからヒトへの感染も報告されています。感染症自体の症状はない(不顕性感染)か、あっても軽度で感染に気づかないことも多いようです。妊娠中に感染すると胎児に小頭症等の先天性障害を来すことがあります。ワクチンはありませんので特に妊娠中または妊娠予定の方は嚴重な防蚊対策につとめてください。

#### ウ マラリア

夜間に吸血するハマダラカを介して、一年中発生しています。2016年には5,197人が罹患し2例の死亡例がありました。罹患者のほとんどが国境に接する県の郊外・森林地帯に集中しており、北部ではメーホンソン県とターク県、南部ではヤラー県、ナラティワート県、ソクラー県で罹患率が高くなっています。近年はアーテミスニン耐性熱帯熱マラリアの出現が問題になっています。これらの地域を訪れる際には予防薬としてアトバコン・プログアニル合剤またはドキシサイクリンの服用が推奨されています。メフロキンやク

ロロキンは耐性が報告されています。アトバコン・プログアニル合剤、ドキシサイクリンは日本でも入手可能です。上記流行地域に出かける場合は、あらかじめ専門医にマラリアの予防内服の必要性について相談してから出かけるようにして下さい。カンチャナブリなどそのほかの県では感染の危険は非常に低く、またバンコク・チェンマイ・チェンライ・パンガン島・サムイ島やパタヤでは感染する可能性はまずありません。

## エ 細菌性下痢

細菌性下痢はタイで最も多い病気の一つで全土で発生が見られます(2016年121万例)。原因菌としてサルモネラ属、プレジオモナス属菌、エロモナス属菌、大腸菌が、主な原因菌です。常日頃から次のことに注意してください。

- ①生もの(特に魚介類)は控える
- ②生ものは熱を通してから食べる
- ③調理した後は速やかに食べる
- ④調理場や食器類などは乾燥させておく
- ⑤外食の場合には衛生的な飲食店を選ぶ

## オ 赤痢

2016年には7,002人の罹患者が発生しました。内訳は細菌性赤痢2,680人、アメーバ赤痢3,207人、不明1,115人です。北部ミャンマー国境に接している県で多く発生しており、メーホンソーン県、ターク県、チェンマイ県で罹患者が多くなっています。赤痢菌、アメーバに汚染された飲食物で感染しますので注意してください。

## カ 腸チフス・パラチフス

2016年には1,991人の罹患者が発生しました。ナラティワート県、メーホンソーン県、チェンマイ県で罹患者率が高いようです。汚染された加熱不十分な肉類から感染することが多く注意してください。

## キ HIV感染症・エイズ

1989年6%だったセックスワーカーの罹患者率が1994年には34%に達し、国を挙げての「100%コンドーム使用キャンペーン」の結果2016年には1.10%まで下降しました。性感染症を持つ男性の罹患者率は2.60%です。また妊婦における罹患者率は0.50%です。感染者は30歳から34歳までの年齢層が最も多くなっています。感染経路として最も多いのは性行為で、薬物中毒患者の注射行為によるものも多くみられます。感染ルートについて正しく理解し、慎重かつ節度ある行動が要求されています。

## ク 狂犬病

2016年のヒト狂犬病発症例は14例で、全員死亡しました。それまでの年

間1桁台から急増した要因のひとつとして予算不足のため犬・猫へのワクチン接種率が低下したことが挙げられています。犬だけでなく哺乳類一般から感染する可能性があります。ロブリーの猿や洞窟のコウモリなども危険です。素性のわからない哺乳類に噛まれた場合にはかすり傷程度でも狂犬病ワクチンの暴露後接種が必要です。その日のうちに医療機関を受診してください。

#### ケ 結核

WHO 表によると2016年には11万9千例の新規肺結核患者が発生したと推計されています。。罹患率は10万人あたり172人です。多剤耐性の結核患者も4000名以上発生していると推計されています。

#### ケ 麻しん(はしか)・風しん

感染例が多く報告されています。リスクがあることを認識し、麻しん・風しんの予防接種を2回受けていない方は、受けることを検討して下さい。

### (2) タイの医療環境

バンコクの代表的な私立病院の医療設備は、日本の病院と比べて遜色なく、優秀な医師が多数勤務しています。また、日本に留学経験のある医師も多く、タイの医師免許を取得し診療に従事している日本人医師もいます。日本人スタッフや日本語通訳者を常駐させている病院では日本語での問い合わせも可能です。地方の主要都市の代表的な私立病院も、医療設備はおおむね整っています。

ただし、私立病院の医療費はしばしば高額となりますので、渡航前に海外旅行傷害保険に加入することをお勧めします。持病、妊娠・出産、歯科などに伴う医療費は給付対象外となることがあるのでご注意ください。また、不慮の事故や病気等で自身が意識不明となった場合の連絡先、延命措置の希望等をあらかじめ家族と話し合っておくことも重要です。

なお、日本語・英語が通じる主な病院の連絡先は16頁を参照ください。

### (3) 大気汚染

北部8県での大気汚染が深刻化しています。野焼きが主要な原因とされています。2016年3～4月にはPM10(大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径10 $\mu$ m以下のもの)の上昇と関連して心疾患, 呼吸器疾患, 結膜炎, 皮膚疾患で病院を受診する患者数が増加しました。

大気汚染はその他の地域, その他の時季でも発生する可能性があります。タイ環境省公害管理局が観測データを発表していますので空気の悪い日は特に子供、高齢者、心肺に持病のある方などはマスクや空気清浄機などを用いる, 外出を避けるなどの対策をして下さい。



## 第4 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

大規模災害やそう擾・テロなどの緊急事態は、いつ発生するか分かりません。万が一緊急事態が発生した際には、邦人の皆様への迅速な情報提供や安否確認等を行っていきますが、何よりも重要なことは、邦人の皆様各自が、日頃からの事前の準備を行い、発生の際に、その下で慌てず冷静に対応していくことです。

### 1. 平素の準備と心構え

#### (1) テロ発生状況

タイにおいては、2015年8月、首都バンコク中心部のラチャプラソン交差点付近において爆発事件が発生し、外国人を含む20名が死亡し、日本人1名を含む多数の負傷者が発生したほか、2016年8月には中部のリゾート地フアヒン繁華街や南部トラン県の市場、プーケット、スラータニー、フアヒンにおいて爆発事件が発生し、4名が死亡しました。

タイ深南部地域(ナラティワート県、ヤラー県、パッタニー県及びソクラー県の一部)においては、分離独立を標榜するイスラム系武装集団が存在し、同集団による襲撃・爆弾事件が発生しています。

誘拐、脅迫、テロ等に遭わないよう、また、巻き込まれることがないように、海外安全情報及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

#### (2) 旅券の保管

旅券の有効期間が6か月以上残っていることを確認しておくとともに、緊急時にすぐ持ち出せるよう自身で管理してください。

なお、タイ国の再入国許可は常に有効なものにしておくようにしましょう。

### (3) 食糧及び現金の準備

少なくとも家族全員が10日間生活できる程度の飲料水及び食糧、現金を常時用意しておきましょう。

### (4) 連絡網等の確立

#### ア. 連絡網の整備

緊急事態が発生した場合には、日本及び当地の人々からの安否の確認が殺到することが考えられますが、当地所在の会社がそれぞれ社員及び家族の安否を取りまとめて日本側の本社や日本の家族・関係者に連絡がなされるよう予め体制を整えておく(会社内(家族を含む)の連絡網の整備、会社内の非常時責任者等の選定、電話が不通になった際のお互いの連絡方法の確認など)ことが望まれます。

また、会社内で決定した一時避難場所、退避時期を伝達する際にも、本連絡網が重要となります。

#### イ. 情報入手方法の確立

緊急事態が発生した場合には、正確な情報を入手することが重要となります。平素から各種情報の入手先やラジオ放送の周波数等を確認するなど、入手方法の確立に努めてください。

#### ウ. 在留届の提出

旅券法第16条に基づき海外に3か月以上滞在する場合には在留届の提出が義務付けられています。緊急事態が発生した際に、日本国大使館・総領事館から在留邦人の方々に安否確認、緊急連絡等を行うため、在留届がその基礎資料となりますので、必ず提出するようお願いいたします。また、在留届をご提出の際に e-mail アドレスを記載して頂ければ、緊急時等における大使館からの緊急メールが届きます。

また、こうした緊急事態が発生した際には、何よりも迅速な対応が必要となるため、円滑な安否確認、緊急連絡が行えるよう、記載事項変更(転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの追加・変更等)、または帰国による転出等があれば必ずお知らせ願います。

#### エ. 「たびレジ」の登録

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方(海外旅行者・出張者を含む)について、現地での滞在予定を登録して頂けるシステムとして、外務省海外旅行登録(「たびレジ」)の運用を開始しています(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)。登録者は、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、また、いざという時の緊急連絡の受け取りが可能ですので、ぜひ活用してください。

## 2. 緊急時の行動



## (1) 情報の入手

### ア. テレビ、ラジオ等からの情報の入手

緊急事態が発生した際には、事態の状況、タイ政府の措置等に関する正確な情報を入手し、冷静に行動することが重要です。テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報を入手するよう努めてください。

### イ. 在タイ日本国大使館、在チェンマイ日本国総領事館からの情報提供

在タイ日本国大使館、在チェンマイ日本国総領事館では、メールマガジン（大使館情報メール、総領事館情報メール）登録者や在留届提出者・たびレジ登録者に対する緊急メールの配信やホームページ上での情報提供を行います。こうした情報提供が受けられるよう、長期滞在される方は在留届を提出するようお願いいたします。詳細はホームページの領事関連情報より確認ください。なお、総領事館情報メールの登録に関しては、在チェンマイ日本国総領事館に直接お問い合わせください。

● 在タイ日本国大使館のホームページ (<http://www.th.emb-japan.go.jp>)

● 在チェンマイ日本国総領事館のホームページ

(<http://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp>)

### ウ. 海外安全情報の確認

外務省の海外安全ホームページに掲載されております。

● 外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp>)

(ア) 「危険情報」は、渡航・滞在先にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。危険情報では、対象地域ごとに4つのカテゴリー（下記参照）による安全対策の目安が冒頭に示されます。また、本文中には危険情報を出している地域ごとの詳細な治安情勢や具体的な安全対策などのきめ細かい情報を掲載しています。

ただし、危険情報それ自体には、国民の渡航・滞在を制限するような強制力はありません。あくまでもその国・地域の安全対策の目安を示したものです。最終的に渡航や退避の判断をするのは皆さん自身となりますので、その際にはこの危険情報を参考に適切な判断をしていただきたいと思います。

#### 【安全対策4つの目安(カテゴリー)】

**「レベル1:十分注意してください。」**

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

**「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」**

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には、特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

**「レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」**

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

**「レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」**

その国・地域に滞在している方は、滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

(イ) 「スポット情報」とは、特定の国や地域において日本人の安全に関わる重要な事案が生じた際、あるいは生じる可能性がある場合に速報的に出される情報です。その内容は、テロや紛争に関する情報のように日本人の生命に深刻な影響を及ぼすものから、財産的な損害を被る恐れのあるものまで多種多様ですが、いずれも渡航・滞在時の安全対策やトラブル回避の観点から、知っておく必要があると思われる事案について、個々に情報提供することを目的としています。

また、情報自体は速報的な性質であっても、対象とする事案は一過性のものは少なく、中には危険情報の内容更新(場合によっては、危険情報のレベルの引き上げ)に繋がるものもあります。

(2) 安否確認等の実施

緊急事態が発生した際には、構築した連絡網に従い、当地所在の会社がそれぞれの社員及び家族の安否を取りまとめて日本側の本社等に報告してください。

在留届未提出の在留邦人の方、「たびレジ」未登録の短期渡航者の方は、速やかにその所在を大使館又は総領事館に連絡願います。

また、各人から日本の家族への連絡は、事態が落ち着き電話回線の混乱が回復した後にするようにしましょう。

(3) 避難・退避の実施

ア. 避難の実施

事態が悪化した場合は、情勢を見極め、ホテル、または各企業等が決めたい時避難場所へ避難してください。

生命、身体、財産に危害が及び、または及ぶ恐れがある場合は、管轄警察署に通報し、救護を求めるなどの措置をとるとともに、その状況を大使館または総領事館に通報してください。

なお、情勢次第では、自宅で待機する方が安全なケースもあることから、軽

拳妄動は慎み、テレビやラジオ等で正確な情勢の把握に努めてください。

#### イ. 退避の実施

日本政府から退避勧告があった場合や、それ以前において事態が悪化し、危険が急迫している場合は、各自の判断や所属先の判断等により、帰国または第三国への退避を検討し、可能な限り速やかに退避してください。

外務省では、原則として一般商用機が運航されている間に退避勧告を发出します。一般商用機が運航されている間に、タイミングを失することがないように、退避を行うよう努めてください。一般商業機が利用できない場合、状況により政府のチャーター機、自衛隊機等の派遣を行います。その際には、ラジオ、テレビ、当館や外務省のホームページ、電子メール、電話等でお知らせしますので、情報入手方法を確保しておきましょう。

なお、各人または所属先の判断により国外に退避する場合は、退避手段や退避先を大使館又は総領事館にご連絡ください。退避時に連絡が困難な場合は、帰国後速やかに外務省領事局海外邦人安全課にご連絡ください。

#### ●外務省領事局海外邦人安全課

03-3580-3311(外務省代表)

03-5501-8160(直通)

## 第5 おわりに

### 1. 大使館・総領事館からのお願い

不幸にして犯罪の被害に遭ったり、特異な体験をしたりした場合には、警察等に事件を通報または相談するとともに、当館領事部邦人援護班までお知らせください。お知らせいただいた情報を今後の予防広報等の参考にさせていただきます。

### 2. 連絡先

在タイ日本国大使館

電話:0-2207-8500、0-2696-3000(代表)

0-2207-8502、0-2696-3002(領事部邦人援護班直通)

FAX:0-2207-8511(領事部専用)

在チェンマイ日本国総領事館

電話:0-5201-2500

FAX:0-5201-2505

緊急電話:0-2204-4583

### 3. 主要連絡先

(1) 日本人関係団体

タイ国日本人会 電話:0-2236-1201(代表)、FAX:0-2236-1131

チェンマイ日本人会 電話:0-5320-6980(平日 14:00~17:00)、FAX:0-5320-6979

プーケット日本人会 電話:0-7623-4446、FAX:0-7623-4446

チョンブリ・ラヨーン日本人会 <http://www.crja.org/>

泰日協会学校

バンコク日本人学校 電話:0-2314-7797、0-2314-7798、FAX:0-2319-2251

シラチャ日本人学校 電話:0-3833-9973、FAX:0-3833-9978

## (2) 警察関係

タイ国家警察(救急車の要請可) 191(全国共通)

観光警察 1155 被害申告センター:0-2356-0583、0-2356-0584

入国管理局 1178 本部:0-2287-3101~10

入国管理局第1課(滞在許可関係):0-2141-9889

トンロー警察署 0-2390-2240~3、0-2381-8853、0-2392-9027

ルンピニ警察署 0-2255-5993~7、0-2251-0579

チャナソクラーム警察署 0-2282-2323

チェンマイ県警本部 0-5324-2234、0-5324-5578

チェンマイ市警察署 0-5381-4313~4

チェンマイ観光警察 0-5321-2146

入国管理局チェンマイ事務所 0-5320-1755~6

プーケット県警本部 0-7621-2046

プーケット市警察署 0-7621-2115、0-7621-6856

プーケット観光警察 0-7622-3891~2

## (3) 火災及び救急車

火災通報(タイ警察の消防部門) 199

救急車要請(タイ保健省管轄「ナレントンセンター」) 1669

## (4) 主な病院(救急車の要請可)

バンコク病院 0-2310-3000(代表) 0-2755-1257、0-2310-3257(日本語専用)

バムルンロード病院 0-2667-1000(代表) 0-2011-3388(日本語専用)

サミティヴェート病院 0-2022-2222(代表) 0-2022-2122~2124(日本語専用)

プララーム9病院(ラーマ9世病院) 0-2202-9999(代表)

BNH 病院 0-2686-2700(代表) 日本語窓口:0-2686-2742

チェンマイ・ラム病院 0-5392-0300

チェンマイ・ラーチャウエート病院 0-5380-1999 内線 777(日本語)

チェンマイ・ランナー病院 0-5399-9777

バンコクプーケット病院 0-7625-4425 内線 1087(日本語)

バンコクパタヤ病院 0-3825-9999

サミティヴェートシラチャー病院 0-3832-0300 内線 5122,5123(日本語通訳部)

(5) 主な航空会社

日本航空(JL)0-2131-3300(座席予約・案内)001-800-811-0600(日本語フリーダイヤル)

全日本空輸(NH)0-2238-5121(予約センター)

タイ航空(TG)0-2545-1000

4. いざという時のための簡単タイ語

男性は語尾に「カッ(プ)」、女性は「カー」とつけると丁寧になります。

「助けて」 「チュアイ・ドウアイ」

「警察を呼んで」 「リアッ(ク)・タムルアッ(ト)」

「泥棒」 「カモーイ」

「火事」 「ファイ・マイ」

「車の事故」 「ウバティヘー(ト)・ロツ(ト)・ヨン」

「ビルから転落」 「トゥ(ク)・トウ(ク)」

「大けが」 「バーツ(ト)・ジェット(プ)・サーハツ(ト)」

「重病」 「プアイ・ナツ(ク)」

「意識がない」 「マイ・ルー・スツ(ク)・トウア」

「溺れる」 「ジヨム・ナーム」

「名前は〇〇です」 「チュー・〇〇」

「今〇〇にいます」 「トーン・ニー・ユー・ティー・〇〇」

